

令和4年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付  
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭及び事業所における再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、温室効果ガス排出量の削減を図るため、再生可能エネルギー設備の設置を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー設備 別表に掲げる設備、機器又は装置をいう。
- (2) 住宅 寒河江市内において住居として使用され、又は使用される予定の建物をいう。
- (3) 事業所 寒河江市内において事業の用に供される建物をいう。
- (4) 農業用施設 寒河江市内において農業の用に供される施設をいう。

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付の対象となる再生可能エネルギー設備（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽光発電設備で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
  - ア 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力が10キロワット未満のものであって、発電された電気が住宅又は事業所において消費され、関係された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるも

の（電力会社との電力供給契約を締結し、供給開始日が令和4年4月1日から令和5年3月17日までの間であるものに限る。）であること。

イ 寒河江市内に住所を有し、若しくは有する予定の個人（個人事業主を含む。）又は寒河江市内に事業所を置く法人が、その使用する住宅又は事業所のために設置（増設を含む。）するもの（当該住宅又は事業所の所有者が当該個人又は法人ではない場合は、当該装置の設置について書面により所有者の承諾を受けているもの）であること。

ウ 設置工事について、交付決定日以降に着手し、令和5年3月17日までに完成するものであること。

(2) 蓄電池設備で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）に関する助成制度の対象製品として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品であること。

イ 太陽光発電設備（前号に規定するものをいう。以下同じ。）の設置と併せて設置するもの又は前年度までに電力供給が開始された既存の太陽光発電設備に接続するために、固定し、設置するものであること。

ウ 設置工事について、交付決定日以降に着手し、令和5年3月17日までに完成するものであること。

(3) V2H設備で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 電気自動車等に搭載された蓄電池から住宅（事業所を除く。）への電力供給を可能とする設備であること。

イ V2H設備として一般社団法人次世代自動車振興センターの登録を受けている製品であること。

ウ 太陽光発電設備の設置と併せて設置するもの又は前年度までに電力供給が開始された太陽光発電設備が設置されているものであること。

エ 設置工事について、交付決定日以降に着手し、令和5年3月17日までに完成するものであること。

(4) 木質バイオマス燃焼機器で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 寒河江市内に住所を有し、若しくは有する予定の個人（個人事業主を含む。）又は寒河江市内に事業所を置く法人がその使用する住宅、事業所又は農業用施設に設置（増設を含む。）するもの（当該住宅、事業所又は農業用施設の所有者が当該個人又は法人でない場合は、当該設置について書面により所有者の承諾を受けているもの）であること。

イ 設置工事について、交付決定日以降に着手し、令和5年3月17日までに完成するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金の交付の対象としないものとする。

(1) 既使用の製品

(2) 蓄電池設備又はV2H設備にあつては、国の補助金の交付を受けるもの

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には補助金を交付しないものとする。

(1) 令和4年度において、寒河江市住宅建築推進事業補助金又は寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金の交付を受ける者

(2) 令和4年度において、既に本補助金の交付を受けている者

(3) 市税に滞納がある者

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象設備ごとに、別表の補助対象経費の欄に掲げる経費とし、補助金の額は、同表の補助金の額の欄に掲げる額以内の額とする。

（補助金等交付申請書）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条の規定にかかわらず、令和4年4月1日から令和5年2月24日までに、持参又は郵送（配達日の証明ができるもの）により、次の各号の補助対象設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 太陽光発電設備、蓄電池設備又はV2H設備

ア 令和4年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付申請書（様式第1号）

イ 再生可能エネルギー設備設置事業計画書（太陽光発電設備、蓄電池設備、V2H設備）（様式第2号）

ウ 太陽光システム概要書（様式第3号）

(2) 木質バイオマス燃焼機器

ア 令和4年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付申請書（様式第1号）

イ 再生可能エネルギー設備設置事業計画書（木質バイオマス）（様式第4号）

2 前項に規定する書類に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 配置計画図面

(2) 事業に係る見積書及びその内訳書の写し

(3) 補助対象設備の概要を確認できる書類（カタログ等の写し）

(4) 令和3年度の納税証明書（申請日が令和4年4月1日から同年6月30日までの場合は、令和2年度の納税証明書）

(5) 補助対象設備設置前の現況写真（新築住宅への設置などの理由により、添付が困難な場合は、可能になり次第提出するものとする。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定により提出する書類の記載事項又は添付書類に不備が

あると認めるときは、申請者に対しその補正を求めることができる。

- 4 市長は、第1項の規定により書類の提出があった場合（前項の規定により補正を求めた場合は、当該補正が完了したとき。）は、その内容を審査し、補助対象設備の要件に合致すると認めたときは、速やかに交付決定を申請者に通知するものとする。この場合において、申請者は当該交付決定の通知を受けた後でなければ、設置工事に着手し、又は補助対象設備が設置された建売住宅の引渡しを受けてはならない。

（補助事業等の変更、中止及び廃止の条件）

第6条 規則第7条第1項第1号ア及びイに定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の変更を伴う変更
- (2) 補助対象設備に係る電力受給開始予定日又は設置工事完成予定日の3か月以上の延長
- (3) 補助対象設備（附帯設備を除く。）の仕様の変更

- 2 前条第4項の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が当該交付決定に係る補助対象設備の設置事業（以下「補助事業」という。）について前項各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合には、令和4年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業計画変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 変更契約書の写し（変更契約を行った場合）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、令和4年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 4 相続、法人の合併等により補助事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとする場合には、令和4年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業承継承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（補助事業等実績報告書）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第14条の規定にかかわらず、当該設備による電力受給開始日（蓄電池設備、V2H設備及び木質バイオマス燃焼機器の場合は、当該設備の設置工事の完了の日）後30日を経過する日又は令和5年3月17日のいずれか早い日までに次に掲げる補助対象設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 太陽光発電設備、蓄電池設備及びV2H設備

ア 令和4年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金実績報告書（様式第8号）

イ 再生可能エネルギー設備導入事業実績書（太陽光発電設備、蓄電池設備、V2H設備）（様式第9号）

(2) 木質バイオマス燃焼機器

ア 令和4年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金実績報告書（様式第8号）

イ 再生可能エネルギー設備導入事業実績書（木質バイオマス）（様式第10号）

2 前項に規定する申請書類に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助対象設備の設置完了写真（設置した建物全体と型番、製造番号等を確認できるもの）

(2) 工事請負契約書の写し（木質バイオマス燃焼機器の場合を除く。）

- (3) 領収書及びその内訳書の写し
- (4) 電力会社との電力受給契約確認書の写し（木質バイオマス燃焼機器の場合を除く。）
- (5) 住民票又は法人の登記事項証明書
- (6) 補助金振込先通帳（申請者名義）の表紙及び1ページ目の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合は、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象設備の要件及び補助金の交付の条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、速やかに、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

（手続の代行）

第8条 補助事業者は、第5条に規定する申請又は報告（以下「手続」という。）を補助対象設備の販売事業者等（以下「手続代行者」という。）に依頼し、代行させることができる。

（実態調査への協力）

第9条 市長は、再生可能エネルギー設備の普及促進を図るため、補助事業者（手続代行者を含む。次項において同じ。）に対し、補助対象設備の使用状況（太陽光発電設備の発電量等）に関する実態調査への協力を要請することができる。

2 補助事業者は、前項の調査について、市長から協力を要請された場合は、これに応じるよう努めなければならない。

（財産処分の制限等）

第10条 補助事業者は、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって補助対象設備を管理し、その効率的な運用を図るとともに、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に

定める耐用年数をいう。)の期間内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保又は廃棄に供してはならない。

- 2 前項の規定により市長の承認を受けようとするときは、令和4年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金財産処分承認申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。



## 別表

補助対象設備	補助対象経費	補助金の額
太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台及びパワーコンディショナその他の附属機器の設置工事に直接必要な経費	設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力合計値のいずれか低い方（キロワット単位の小数点以下第2位未満を切捨て）に3万円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）、補助対象経費又は12万円のいずれか低い額
蓄電池設備	蓄電池本体及びパワーコンディショナその他の附属機器の設置工事に直接必要な経費（山形県再生可能エネルギー設備導入補助金の交付を併せて受ける場合は、当該補助金額を補助対象経費から除く。）	蓄電池容量1kWh（キロワットアワー単位の小数点以下第2位未満を切捨て）当たり2万円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）、補助対象経費又は20万円のいずれか低い額
V2H設備	機器費（工事費を除く。）（山形県再生可能エネルギー設備導入補助金の交付を併せて受ける場合は、当該補助金額を補助対象経費から除く。）	補助対象経費の実支出額に6分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は12万円のいずれか低い額
木質バイオマス燃焼機器（電源を必要とするペレット、薪等を燃料とするストーブ）	ペレットストーブ等の本体の購入及び設置に要する経費並びに煙突等の配管に係る経費（設置者が自ら設置工事を行う場合は、機器及び工事に要する原材料の購入に要する経費に限る。山形県再生可能エネルギー設備導入補助金の交付を併せて受ける場合は、当該補助金額を補助対象経費から除く。）	補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は10万円のいずれか低い額
木質バイオマス燃焼機器（電源を必要としないペレット、薪等を燃料とするストーブ）	ペレットストーブ等の本体の購入及び設置に要する経費並びに煙突等の配管に係る経費（設置者が自ら設置工事を行う場合は、機器及び工事に要する原材料の購入に要する経費に限る。山形県再生可能エネルギー設備導入補助金の交付を併せて受ける場合は、当該補助金額を補助対象経費から除く。）	補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は5万円のいずれか低い額